

「地球温暖化対策計画」（平成 28 年 5 月 13 日閣議決定）の概要

1. 背景

- ・平成 27 年 7 月 17 日に開催した地球温暖化対策推進本部において、2030 年度の温室効果ガス削減目標を、2013 年度比で 26.0%減（2005 年度比で 25.4%減）とする「日本の約束草案」を決定し、同日付で国連気候変動枠組条約事務局に提出
- ・同年 12 月にフランス・パリで開催された COP21 では、全ての国が参加する公平で実効的な 2020 年以降の法的枠組みとして「パリ協定」が採択
- ・中央環境審議会・産業構造審議会の合同会合を中心に検討を進め、平成 28 年 3 月 15 日に開催した地球温暖化対策推進本部において「地球温暖化対策計画（案）」を取りまとめ、パブリックコメントを実施
- ・平成 28 年 5 月 13 日にパブリックコメントを踏まえた「地球温暖化対策計画（閣議決定案）」が地球温暖化対策推進本部で了承され、「地球温暖化対策計画」閣議決定

2. 概要

- ・地球温暖化対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、地球温暖化対策推進法第 8 条に基づいて策定する、我が国唯一の地球温暖化に関する総合計画
- ・温室効果ガスの排出抑制及び吸収の量の目標、事業者、国民等が講ずべき措置に関する基本的事項、目標達成のために国、地方公共団体が講ずべき施策等について記載

(1) 温室効果ガス削減目標

- ・2020 年度に 2005 年度比 3.8%減以上
- ・2030 年度に 2013 年度比で 26.0%減（内訳は裏面表参照）
- ・2050 年に 80%減（長期的な目標）

(2) 計画期間

- ・2016 年 5 月 13 日から 2030 年度末まで

(3) 進捗管理

- ・毎年進捗点検、少なくとも 3 年ごとに計画見直しを検討

3 目標達成のための主な対策・施策

○ 産業部門

- ・産業界における自主的取組の推進
- ・省エネルギー性能の高い設備・機器の導入促進
- ・徹底的なエネルギー管理の実施

○ 業務その他部門

- ・建築物の省エネ化
- ・省エネルギー性能の高い設備・機器の導入促進
- ・徹底的なエネルギー管理の実施
- ・エネルギーの面的利用の拡大

○ 家庭部門

- ・国民運動の展開
- ・住宅の省エネ化

- ・省エネルギー性能の高い設備・機器の導入促進
- ・徹底的なエネルギー管理の実施
- 運輸部門
 - ・自動車単体対策
 - ・道路交通流対策
 - ・環境に配慮した自動車使用等の促進による自動車運送事業等のグリーン化
 - ・公共交通機関及び自転車の利用促進
 - ・低炭素物流の推進
- エネルギー転換部門
 - ・再生可能エネルギーの最大限の導入
 - ・電力分野の二酸化炭素排出原単位の低減
 - ・石油製品製造分野における省エネルギー対策の推進
- その他温室効果ガス及び温室効果ガス吸収源対策
 - ・非エネルギー起源 CO₂、CH₄、N₂O、代替フロン等 4 ガスの削減対策
 - ・森林吸収源対策
 - ・農地土壌炭素吸収源対策
 - ・都市緑化等の推進

【表 排出抑制・吸収の量に関する目標の内訳】

| | 2013 年度実績(百万 t-CO ₂) | 2030 年度目安 | |
|--------------------------|----------------------------------|----------------------------|---------------|
| | | 排出量(百万 t-CO ₂) | 削減率(2013 年度比) |
| エネルギー起源 CO ₂ | 1,235 | 927 | ▲25% |
| 産業部門 | 429 | 401 | ▲ 7% |
| 業務その他部門 | 279 | 168 | ▲40% |
| 家庭部門 | 201 | 122 | ▲39% |
| 運輸部門 | 225 | 163 | ▲28% |
| エネルギー転換部門 | 101 | 73 | ▲28% |
| その他* | 173 | 152.4 | ▲12% |
| 各部門の削減目標の計 (A) | 1,408 | 1,079 | ▲23.4% |
| 吸収源による 2030 年度吸収量の目安 (B) | | ▲37.0 | ▲ 2.6% |
| A + B | 1,408 | 1,042 | ▲26.0% |

※非エネルギー起源 CO₂、メタン(CH₄)、一酸化二窒素(N₂O)、代替フロン等(HFCs, PFCs, SF₆, NF₃)